

12月4～10日は人権週間

人権問題を「誰か」のことではなく「自分自身」のこととして考えてみませんか

ID 1009505



ミヤリーが「じんけん大使」になったよ。詳しくは、市HPを見てね。ID 1030106

毎年、12月4～10日は「人権週間」です。本市ではパネル展を行うなど、啓発活動に取り組んでいます。

人権問題を他の「誰か」のことではなく、「自分自身」のこととして考えてみませんか。

男女共同参画課 ☎(632) 2346

多岐にわたるさまざまな人権問題

昨今、問題となっているインターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような発信が、後を絶ちません。

また、いじめや児童虐待、感染症や障がいなどを理由とする偏見や差別、家庭や職場における男女差別など、さまざまな人権問題が依然として存在しています。

さらに、性的マイノリティへの偏見や差別、職場での不適切な対応など、課題は尽きません。

思いやりの心を持って

人権週間では、「誰かのことじゃない。」をテーマに、人権啓発活動を幅広く行います。

人権問題を解決するには、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持つことが大切です。

この機会に、他人の人権に配慮することの大切さについて考えてみましょう。

人権擁護委員の主な活動

人権擁護委員とは、人権擁護委員法に基づき、市区町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。全国に約1万4,000人おり、本市では25人の委員の皆さんが人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりするなど、積極的な人権擁護活動を行っています。

▼人権よろず相談 差別、いじめ、虐待、近隣や職場での嫌がらせなど、さまざまな人権問題に関する相談に応じています。必要に応じて調査や救済措置などの支援を行います。相談は無料です。秘密は守ります。

▼人権講話 市内小中学校を訪問し、自分らしさや相手を思いやることの大切さなどをテーマとした講話を実施しています。

▼人権の花運動 市内小学校に「人権の花」をお届けしています。児童たちが協力しながら育てることで、優しさと思いやりの心を育てています。

▼イベントにおける啓発活動 市内イベントにおいて、市民の皆さんに人権について考えてもらうため、啓発チラシや物品を配布しています。



▲人権講話の様子

市役所1階市民ホールで 人権週間パネル展

▼期間 12月2～5日。

▼内容 人権に関するパネルの展示や啓発物品の配布。



悩まずに 相談してください

差別やいじめなど、「人権侵害ではないか」と思ったら、独りで悩まずにご相談ください（下の表参照）。

人権に関する相談窓口

相談名	日時	相談先	問合せ先
人権よろず相談 詳しくは、46ページをご覧ください	原則、毎月第2水曜日。 午前10時～正午、 午後1時～3時	男女共同参画課 ☎(632) 2346	
人権相談	平日(年末年始を除く) 午前8時30分～ 午後5時15分	直接または電話で、宇都宮地方法務局 (小幡2丁目)「みんなの人権110番」 ナビダイヤル☎0570(003)110へ	宇都宮地方法務局 人権擁護課 ☎028(623) 0925
女性の人権ホットライン		電話で、ナビダイヤル☎0570(070) 810へ	
こどもの人権110番		電話で、フリーダイヤル☎0120(007) 110へ	
外国語人権相談ダイヤル ▼対応言語＝英語、中国語、韓国語、 フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、 ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	平日(年末年始を除く) 午前9時～午後5時	電話で、ナビダイヤル☎0570(090) 911へ	
インターネット人権相談	24時間受け付け(後日メールまたは電話で回答)	法務省インターネット人権相談受付窓口 URL	